

鳥取県特定野菜等供給産地育成価格差補給事業費補助金交付要綱

制 定 平成12年3月8日付農園第193号

最終改正 令和6年7月10日付第202400089145号

鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県特定野菜等供給産地育成価格差補給事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3943号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）に規定する特定野菜及び指定野菜の需給及び価格の安定を図り、その生産農家の経営を安定させ、もって当該野菜の産地育成を推進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、実施要領に基づいて特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を行う一般財団法人鳥取県野菜価格安定基金協会（以下「協会」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。ただし、次に掲げる者が、実施要領第3の3の(5)に規定する交付準備金（以下「交付準備金」という。）の造成（以下「補助事業」という。）に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、実施要領第3の3の(3)に規定する共同出荷組織については、それぞれ第1号から第3号までに定める率を、実施要領第3の3の(4)に規定する相当規模生産者については、それぞれ第1号又は第4号に定める率を乗じて得た額以上の補助金又は負担金を、協会に対して交付しない場合は、この限りでない。

- (1) 市町村 100分の15
- (2) 全国農業協同組合連合会鳥取県本部 100分の10
- (3) 農業協同組合 100分の25
- (4) 相当規模生産者 100分の35

2 本補助金の額は、補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に2分の1を乗じて得た額以下とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等をいう。）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に2分の1

を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、当該変更後の額。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。外の変更とする。

（1）補助対象経費のうち、交付準備金を新たに造成するためのものと、それ以外のものの間における経費の流用

（2）特定野菜等供給産地育成価格差補給事業計画の変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（交付準備金の積立て）

第8条 協会は、本補助金の支払いを受けたときは、遅滞なく補助事業を実施しなければならない。

（提出書類の部数等）

第9条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とする。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年3月8日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年11月29日から施行する。
- 2 前項の規定に関わらず、平成14年11月29日までに交付決定を行った本補助金については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和6年7月10日から施行し、令和6年度事業から適用する。

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県特定野菜等供給産地育成価格差補給事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業の内容

資金造成費の区分	業務区分			農協又は相当規模生産者別	資金造成(計画)額					左の内訳																								
	対象野菜の区分	対象市場群	対象出荷期間		負担区分					既資金造成額					差引資金造成額																			
					対象数量	負担区分				計	対象数量	県		市町村		全農とつとり		農協		勘定からの受け入れ額		勘定からの受け入れ額		小計		○○年度補助額		○○年度補助額		小計		農協		
						県A	市町村	全農とつとり	農協			○○年度補助額	特別資金	小計	○○年度補助額	特別資金	小計	○○年度補助額	特別資金	小計	勘定からの受け入れ額	勘定からの受け入れ額	小計	○○年度補助額	特別資金	小計	勘定からの受け入れ額	特別資金	小計					
					</td																													

(単位 : トン、円、%)

3 経費の配分

(単位：円)

補助事業に 要する経費	負担区分					備考
	県	市町村	全農とつとり	農協	相当規模生産者	

4 事業完了（予定）年月日

5 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

※消費税の取扱いについて「一般課税事業者」「簡易課税事業者」「免税事業者」「仕入控除税額が不明な一般課税事業者」のいずれかに○をしてください。

6 収支予算（又は決算）

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	本年度予算額 又は 本年度決算額	前年度予算額 又は 本年度予算額	比較		備考
			増	減	
県補助金					
市町村補助金					
全農とつとり負担金					
農協負担金					
相当規模生産者負担金					
計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	本年度予算額 又は 本年度決算額	前年度予算額 又は 本年度予算額	比較		備考
			増	減	
特定野菜等供給産地 育成価格差補給事業 (内訳)					

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

職 氏 名

年度鳥取県特定野菜等供給産地価格差補給事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県特定野菜等供給産地育成価格差補給事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載されたとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されたとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県特定野菜等供給産地価格差補給事業費補助金交付要綱（平成12年3月8日付農園第193号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、当該変更後の額）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならぬ。

様式第3号（第7条関係）

〇〇年度特定野菜等供給産地価格差補給事業に係る仕入控除税額確定報告書

番 号
年 月 日

様

住所
補助事業者 名称
代表者の職氏名

年 月 日付第 号により交付決定通知があった 年度鳥取県特定野菜等供給産地価格差補給事業費補助金について鳥取県特定野菜等供給産地価格差補給事業費補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 交付された補助金等の額の確定額	金	円
2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	金	円
3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額	金	円
4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）	金	円
5 添付資料		
(1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類		
(2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）		
(3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）		

様式第3号 別紙（第7条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分		課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分	非課税仕入 れ	合計
経 費 の 内 訳							

(2) 課税売上割合 ○○%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法